

第1回 再生普及推進のための連携チーム会合

日時：平成27年7月24日(金)13:00～14:30

場所：釧路地方合同庁舎 4階第三会議室

----- 議 事 -----

1. 座長の選出
2. 再生普及推進のための連携チームの当面の進め方について
3. 自然再生普及のための効果的な情報発信について
4. 自然再生を活用した環境教育の取組み及び参加機会づくりについて
5. 自然再生につながる地域の取組みについて
6. 基金の活用について
7. その他

----- 配布資料一覧 -----

- 資料1 第1回再生普及推進のための連携チーム会合出席者名簿
- 資料2-1 再生普及推進のための連携チームの設置について
- 資料2-2 再生普及推進のための連携チーム名簿
- 資料2-3 再生普及推進のための連携チームの取組み課題
- 資料3 自然再生普及のためのパンフレットの作成について
- 資料4 環境教育の取組み及び自然再生への参加機会づくりについて
- 資料5 自然再生につながる地域の取組みについて
- 資料6-1 釧路湿原自然再生協議会基金の活用方針について(素案)
- 資料6-2 釧路湿原自然再生協議会基金の活用方策に関するアイデア
- 参考 釧路湿原自然再生協議会設置要綱
- 参考 釧路湿原自然再生協議会基金運用細則

第1回再生普及推進のための連携チーム会合出席者名簿(敬称略)

<専門家>

所属等	氏名
再生普及小委員会委員長(前北海道教育大学釧路校准教授)	高橋 忠一 ○
再生普及小委員会副委員長(湿原再生小委員会委員長、釧路国際ウェットランドセンター主任技術委員)	新庄 久志 ○

<小委員会事務局>

機関名 [担当小委員会]	出席者
国土交通省北海道開発局釧路開発建設部治水課 [湿原再生、旧川復元、水循環、土砂流入]	上席治水専門官 菅原 成行 治水専門官 大田 義博○
環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所 [湿原再生、森林再生]	自然環境整備課課長補佐 畠中 寿明○ 整備計画専門官 藤重 邦隆○
林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林ふれあい推進センター [森林再生]	所長 網倉 和弘○ 自然再生指導官 立野 政信○
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業室治水課 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課 [土砂流入]	主査(河川) 森下 剛志○ 主査(河川) 熊谷 猛賢○
北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課	課長 安田 直樹○ 観光振興係長 佐々木 貴光

<事務局(再生普及行動計画オフィス)>

機関名	出席者
環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所 [再生普及]	国立公園課課長補佐 杉本 頼優○ 釧路湿原自然保護官 渡邊 雄児○
公益財団法人北海道環境財団	事務局次長 久保田 学○ 環境教育推進課 安田 智子○

「再生普及推進のための連携チーム」の設置について

2015年 7月10日
釧路湿原自然再生協議会
再生普及小委員会 決定

1. 背景・経緯

- 釧路湿原自然再生協議会（以下、「協議会」）は、第21回会合（2015年3月16日）で第3期釧路湿原自然再生普及行動計画（以下、「行動計画」）を採択した。
- その際、第2期行動計画までの推進主体であった「再生普及行動計画ワーキンググループ」は第27回（2015年2月9日）を以て終了し、今後は再生普及小委員会が行動計画の推進主体となること、このために同小委員会内に新たに（仮称）「行動計画推進チーム」を設置して小委員会間連携、調整等を行うこと、必要に応じてワーキンググループ等を設置すること、が併せて了承された。
- 第25回再生普及小委員会（2015年7月10日）において、名称を「再生普及推進のための連携チーム」とすることとされた。

2. 設置目的

- 釧路湿原自然再生全体構想（2015年3月改訂）に基づき、第3期行動計画の重点分野を小委員会連携の下に進めるために、自然再生事業実施者が参画して再生普及小委員会の検討・協議事項に関する企画立案・調整等を行う。

3. 構成

- 再生普及小委員会委員長及び副委員長
- 各小委員会事務局
- 委員長の判断により必要に応じて関係者に出席を招請
- 事務局は、環境省釧路自然環境事務所（再生普及小委員会事務局）が担当する
（日常的には「再生普及行動計画オフィス」（釧路湿原野生生物保護センター内）が担当）

4. 会合開催方針

- 本チームは、主として再生普及小委員会開催に先立ち、年2回程度会合の開催を予定する。
- 必要に応じて会合を招集、または、小委員会事務局間打合せ等を実施する。
- 会合開催状況は、再生普及小委員会に報告する。

釧路湿原自然再生協議会再生普及小委員会 再生普及推進のための連携チーム名簿(敬称略)

2015年7月24日現在

<専門家>

高橋 忠一 (再生普及小委員会委員長)

新庄 久志 (再生普及小委員会副委員長、湿原再生小委員会委員長)

※(仮称)「地域づくり小委員会」設立後に同小委委員長または副委員長に参画要請予定

<小委員会事務局>

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部

[湿原再生小委員会、旧川復元小委員会、水循環小委員会、土砂流入小委員会]

環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

[湿原再生小委員会、森林再生小委員会、再生普及小委員会]

林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林ふれあいセンター [森林再生小委員会]

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部 [土砂流入小委員会]

<その他>

北海道釧路総合振興局産業振興部

※ 委員長の判断により必要に応じて関係者に出席を要請する。

「再生普及推進のための連携チーム」の取組み課題

2015年 7月10日
釧路湿原自然再生協議会
再生普及小委員会 決定

(※については、2016年度以降の着手を予定)

1. 自然再生の普及のための効果的な情報発信(行動計画 3-2 関係)

- 再生普及小委員会で制作を予定する、釧路湿原の生態系サービスや自然再生を普及するためのツール（パンフレット、パネル等）の作成方針を検討する。
- ※ 自然再生の具体的な計画や実施状況に関する各小委員会及び協議会全体の情報発信、普及方策に関する評価を共有し改善を検討する。（協議会及び行動計画のホームページの改良等）

2. 自然再生の環境教育への活用促進(行動計画 3-2 関係)

- 各小委員会による自然再生の環境教育への活用予定、実施状況を毎年度把握し、成果と課題を共有する。
- ※ 各小委員会の自然再生の環境教育への活用の可能性や方針について共有し、協議会としての活用方策を検討する。

3. 自然再生への地域・市民の参加の促進(行動計画 3-3 関係)

- 各小委員会による自然再生への参加機会づくりや地域・市民によるモニタリング、現地見学会等の事業計画を収集（情報提供を要請）、集約・共有し、協議会としてまとめて情報発信していく。
- 各小委員会の担当分野における、地域・民間主導による自然再生または自然再生に資する活動（＝いわゆる「小さな自然再生」に相当する活動）に関する事例を収集（情報提供を要請）し、ワンダグリンド・プロジェクトへの参加等を促していく。

4. その他

- 釧路湿原自然再生協議会基金の具体的な運営体制を検討する。
- 上記に関わらず、再生普及小委員会に対する協議会及び各小委員会のニーズを受け、対応方針等を検討する。

自然再生の普及のためのパンフレット作成について

2015年7月24日

再生普及行動計画オフィス

1. 背景と目的

- 全体構想（第5章7. 自然再生の普及と環境教育の促進）（1）現況と課題）において、湿原の経済・社会的価値が流域の人々に具体的なイメージとして伝わっておらず、自然再生の意義が必ずしも十分に共有されていないこと、及び、自然再生の具体的な実施状況や成果が地域に十分に知られていないことが課題として示された。
- このため、釧路湿原の経済・社会的な価値が流域の多様な立場の人々に普及し、地域の資産を維持する手段としての自然再生に共感が得られ、その実施状況に多くの人に関心を持ち、知られている状況を目指すことが方針として示された。

2. 取組概要

- 釧路湿原の価値（社会・経済面を含む）、現状、自然再生の必要性、実施状況等について、住民向けにわかりやすく発信するためのパンフレットを協議会として作成する。
- パンフレットは、見学会他、協議会構成員による地元での説明の機会等に活用し、さまざまな機会や手法をとおして自然再生に関する流域とのコミュニケーションを進める。

3. 内容案

- 丸数字：ページ数（全24ページ、フルカラー想定）
- 隔年で図表等を更新して改良して使えるよう、構成を工夫する。
- 個別事業のページは各小委の協力（情報提供、写真・図面作成、監修等）により作成する。

- <1-1> 釧路湿原の価値（湿原の恵み・生態系サービス） /②
- <1-2> 釧路湿原の環境変化と現状（なぜ自然再生が必要なのか） /②
- <1-3> 自然再生でめざすもの（目標と原則） /②

- <2-1> 自然再生を進める仕組み（協議会や小委員会の構成） /①
- <2-2> 協議会の再生事業（実施計画ごとに、各サイトの地図、概要、目標、成果、今後等を説明）
旧川復元 茅沼（+ヌマオロ） /②

湿原再生 幌呂 (+広里) /②
森林再生 雷別+達古武 /②
土砂流入 久著呂川/②、幌呂・雪裡、南標茶/②
水循環+達古武湖 /②

<3> 民間による自然再生 (ワンダグリンダ活動紹介、トラストサルン、サンクチュアリ等) /②

<4> 自然再生による地域づくりに向けて / ①

※ これらの構成及び内容を元にパネルセットも合わせて検討する。

4. スケジュール案

○2015 年度

7 月	第 1 回推進チームで方針を検討
8～9 月	各小委事務局からの情報収集
10～11 月頃	第 2 回推進チームで構成案を検討
11～12 月頃	第 26 回再生普及小委員会で構成案を検討
1～3 月頃	オフィスで骨子案を作成 (ページ割り+文章まで)

○2016 年度

4 月～	編集作業開始 (写真・図面等の作成)
5 月頃	第 3 回推進チームで検討
6 月頃	第 27 回再生普及小委員会で検討
7 月頃	印刷・完成

環境教育の取組み及び自然再生への参加機会づくりについて

2015年 7月 24日

再生普及行動計画オフィス

各小委事務局から事前にご提供いただいた情報は次のとおり。

担当	自然再生を活用した環境教育の取組み	自然再生への参加機会づくり
湿原再生小委		<p>○ <u>釧路湿原を再生しよう！未利用地を湿原に再生する取組み 幌呂地区湿原再生現地見学会</u></p> <p>日時：平成27年8月4日（水） 場所：幌呂地区湿原再生箇所（鶴居村下幌呂） 内容：事業説明＋現場見学＋自然再生体験（ヨシ移植） 対象：一般市民</p> <p>○ <u>アウトドア好き集まれ！！in 達古部湖 2015</u></p> <p>日時：平成27年8月22日（土） 場所：達古部湖 内容：事業説明＋現場見学＋自然再生体験（ヒシ刈り）＋ヨガ教室 対象：20代～40代独身男女</p>

<p style="text-align: center;">旧川復元小委</p>		<p>○ <u>平成27年度インターンシップ実習</u> 日時： 平成27年8月18日（火） 場所： 茅沼地区旧川復元箇所（標茶町コッタロ原野） 内容： 事業説明＋現場見学 対象： インターンシップ学生</p> <p>○ <u>普段は入れない 公共施設見学ツアー！公共施設・釧路湿原旧川復元茅沼地区見学と釧路どんぱく花火大会2日間</u> 日時： 平成27年9月5（土） 場所： 茅沼地区旧川復元箇所（標茶町コッタロ原野） 内容： 事業説明＋現場見学 対象： 一般市民（民間旅行会社主催の公共施設見学ツアー）</p> <p>○ <u>みんなで調べる復元河川環境・2015 秋</u> 日時： 平成27年9月13（日） 場所： 茅沼地区旧川復元箇所（標茶町コッタロ原野） 内容： 事業説明＋現場見学（復元箇所カヌー等川下り） 対象： 一般市民（K I W C 主催・環境調査）</p> <p>○ <u>釧路湿原を再生しよう！直線河道を蛇行河川に戻す取組み 茅沼地区旧川復元現地見学会</u> 日時： 平成27年9月30日（水） 場所： 茅沼地区旧川復元箇所（標茶町コッタロ原野） 内容： 事業説明＋現場見学（復元箇所eボート川下り） 対象： 一般市民</p>
<p style="text-align: center;">森林再生小委</p>		<p>○ <u>雷別ドングリ倶楽部</u> 日時： 年5回開催（うち2回は終了）。 場所： 標茶町雷別地区国有林 内容： 植樹、下刈、シカ食害防止用ネット設置など（本倶楽部は、雷別地区国有林の森林再生のためのボランティア活動である。現在、既に定員（25名）に達しているが、欠員が生じた場合、補充のための募集を行う予定。）</p>

	<p>○ <u>達古部の森朝のお散歩～森林再生の森を歩いてみよう！～</u> 日時：平成 27 年 8 月 9 日（日） 場所：達古部の森林再生地 内容：事業説明＋現場見学 対象：達湖部オートキャンプ場宿泊者</p> <p>○ <u>自然再生を考える調査体験会 2015「森づくりと生き物調べ」</u> 日時：平成 27 年 9 月 5 日（土） 場所：達古部の森林再生地 内容：事業説明＋現場見学＋森の動物調査 対象：まなぼつと探検隊（釧路市生涯学習センターと共催）</p> <p>○ <u>自然再生を考える調査体験会 2015「森づくりと生き物調べ」</u> 日時：平成 28 年 2 月（予定） 場所：達古部の森林再生地 内容：事業説明＋現場見学＋冬の沢の生き物観察 対象：一般市民</p>	
水循環		
土砂流入小委	<p>○ <u>釧路湿原が危ない！土砂流入を防ぐ取組み 久著呂川自然再生の見学ツアー</u> 日時：平成 27 年 8 月 19 日（水） 場所：久著呂川上流部から釧路湿原 内容：事業説明＋土砂流入対策現場見学・調査 対象：一般市民</p>	
再生普及小委	<p>○ <u>体感釧路湿原～酪農と環境保全の両立に向けて(教員研修講座)</u> 日時：平成 27 年 7 月 30 日（木） 場所：標茶町南標茶地区・茅沼地区 内容：土砂流入対策及び旧川復元現場の見学 対象：学校教員（釧路市教育研究センター共催による研修事業）</p>	<p>○ <u>ワンダグリンダ・プロジェクト参加活動による実践</u></p>
複合	<p>○ <u>社会とエコロジー リバース演習</u> <u>上智大学 SAIMS プログラム2015年</u> 日時：平成 27 年 8 月 7 日～10 日 場所：茅沼地区旧川復元箇所（標茶町コッタロ原野）～久著呂川土砂流入対策箇所（標茶町久著呂原野）～幌呂地区湿原再生箇所（鶴居村下幌呂）、WLC 内容：事業説明＋現場見学＋モニタリング体験（魚類捕獲等）＋ワンダグリンダ参加者との交流 対象：上智大学学生</p>	

自然再生につながる地域の取組みについて

2015年 7月 24日

再生普及行動計画オフィス

■鶴居村森林組合

欧州フォレスターから安全管理、作業道及び作業システム等の技術を学び、屋根型の作業道や排水管の設置などにより、森林からの土砂の流出を防ぐなど自然環境に配慮した森林施業を実施している。

■北海道標茶高等学校

2002年から、「釧路湿原再生プロジェクト」を実施中。湿地の植物が持つ自然の浄化能力を利用した水質改善を目指し実験を続けており、2008年度には、北海道のスーパーネイチャーハイスクール（SNH）に指定され、牛の糞尿処理水を釧路川に流す手前の排水路に湿地植物を植え、浄化実験を実施した。水質浄化の他にも敷地内ミニ湿原の生態系調査やビオトープの整備なども実施している。

釧路湿原自然再生協議会基金の活用方針について(素案)

2015年7月24日

再生普及行動計画オフィス

1. 経緯

- ・釧路湿原自然再生協議会では発足当時から寄付金を受け取っていたが、活用がなされていなかった。
※2012年3月に、通信費の一部として活用したのみ。(113,50円)
- ・第18回協議会(2013年2月)で寄付金を基金化して、活用できる仕組みづくりをおこなった。
※協議会設置要綱の改正及び協議会基金運用細則制定(新庄委員と神田委員が監事に選任された。)
- ・第18回協議会で、再生普及小委員会において基金の活用方法を検討してもらいたい旨、話があった。
- ・第19回協議会で以下のとおり報告したが、引き続き運用方法も含め検討することとなった。
 - 1) 基金のコンセプト
 - i) 釧路湿原自然再生の推進に資すること
 - ii) 国や自治体予算では支出できない性格のものであること
 - iii) 多様な主体の参画や将来の人材育成等に資すること
 - 2) 活用方法(案)
 - i) 市民による自然再生活動の支援
 - ii) 学校教育における湿原学習の支援
 - iii) 釧路湿原自然再生奨学金
- ・2015年3月時点で、**812,289**円の寄付が集まっている。
- ・現在まで寄付をしていただいた主な団体等は以下のとおり。
 - ワンダグリーンダプロジェクトの応募団体
 - ・釧路短期大学(咲くサクッキー):複数回
 - ・ビクター道東歌謡音楽研究会釧路町支部:複数回
 - ・釧路ボタニカルアートの会
 - ・山崎山林推進セラピー推進会
 - ・ミュージックサロンたじま
 - 中小企業金融公庫釧路支店
 - 釧路湿原ゴルフトーナメント大会主催者
 - 釧路湿原保全と利用総合ガイドの売上金
 - 個人(匿名)

2. 活用方針

- 協議会への寄付が小規模ながら継続しており、寄付者の志を受けて有効活用していくことが必要。
※中村会長名義の通帳に積み立てており、個人の資産とみなされる恐れもあり早々の活用が必要
- 基金の性格を考慮すると下記条件を満たす取組みに充当していくことが適当と考えられる。
 - i) 釧路湿原自然再生の推進に資すること
 - ii) 国や自治体予算では支出できない性格のものであること
 - iii) 多様な主体の参画や将来の人材育成等に資すること
- 現在の基金規模を考慮すると、運営事務コストは最小限のものとする必要がある。(したがって、厳格な審査や成果の検証を前提とする運用は困難である。)

→ 1) 上記条件を満たす物品の購入や活動資金として使用 (ある程度貯まったら再度使用を検討)

2) 上記条件を満たす民間活動を募集し支援する。

- i) 毎年度末の協議会で、支援対象案件を募集する。
- ii) 応募案件を事務局会議で検討のうえ、協議会会長の了解の下に協議会として支出する。
- iii) 対象事業の実施者は、事業終了後の協議会で事業実績を報告する。

※基金運用細則により、基金の運用に関する事務は協議会運営事務局が実施する。

釧路湿原自然再生協議会基金の活用方策に関するアイデア

2015年 7月 24日

各小委事務局から事前にご提供いただいたご意見は次のとおり。

■北海道釧路総合振興局建設管理部治水課

- 見学ツアーなどのイベントの参加の景品などの購入費

■林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林ふれあいセンター

- スカラーシップ制度の創設

釧路湿原の現況や保全対策について研究する学生を対象に1件10万円程度の研究助成を行う。但し、助成の対象は所有権の問題が生じないように物品の購入は対象とせず、交通費、宿泊費及び役務提供に限定する。また、研究により得られた知財については学生に帰属するものとする。助成金はレシート及び成果品として論文のサマリーの提出をもって精算する。

何故学生か？

- 企業は研究成果で対価が得られる。公的研究機関は自ら金的資源の途がある。「一財」、「一社」、「公益法人」ともに、僅かな助成金を交付する意味合いは薄い。
- 特定非営利活動法人（NPO）も交付対象として検討を要するが、釧路湿原の保全に積極的に関与している法人は自然再生協議会の会員になっている法人が多く、そのような法人を交付対象とするのは適切ではない。逆に、その会員を対象外とすれば不公平感を生ずる。
- 学生の中には企業からの寄付金を受けて研究を進めている恵まれた者もいるが、釧路湿原を研究対象としている学生に企業からの寄付金が集まるとは考えにくい。アウト・オブ・ポケット（自腹）で研究を進めている学生がほとんどではなかろうか。

■国土交通省釧路開発建設部治水課

- 協議会関連イベントの商業展開（新聞やラジオで）
- お金を集めて使い監査するルール作成（難しいですが……）
基金交付や監査の仕組み、直接利益にならなくとも、スポンサーになることでこんなメリットあります等と出来れば？
再生普及にだけ負担掛けないように……